

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（素案）の概要

【目標年度】令和12年度

【構想策定の趣旨】

- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）に基づき、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等について、概ね5年ごとに市町村が定めることができるとされているもの。
- その策定に当たっては、国の食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）および県の農業基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を参考にすることとされており、今回、新たな基本計画（R2.3）および基本方針（R3.3）を踏まえて、基本構想を策定。
- 本構想（案）は、新たな基本計画で「産業政策」と「地域政策」を引き続き車の両輪とし、農業の持続的な発展に向けては、経営規模や経営形態の別にかかわらず担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地集積・集約化と農地の確保等を推進するとされたことを受け、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる意欲と能力のある経営体の育成の取組に基づいた基本的な方向の整理と、現状に合わせた経営指標等の見直しを実施。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体（認定農業者）に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他措置の総合的かつ重点的な実施
- 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）に対し、主力園芸作物（きゅうり、トマト、りんご、ぶどう）の生産力を維持するため、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保などに対して重点的な支援を実施
- 離農等により大量に供給されると見込まれる農地について、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づき、地域の担い手間の利用調整を十分に行之、それぞれの経営が面的にまとめるよう配慮 など

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方式、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

1 目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方

（1）効率的かつ安定的な農業経営

- 主たる従事者が地域の他産業並の年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現できる年間所得

区 分	変更案		現方針	
	年間労働時間	年間農業所得	年間労働時間	年間農業所得
主たる従事者	2,000 時間	420 万円	2,100	400
従たる従事者	1,000～1,500 時間	150 万円	1,000～1,500	150
1 経営体当たり※		570 万円		550

※ 標準的な家族経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人）を想定

※ 従たる従事者の年間所得は基本方針には記載なし

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等（新規就農者）

- 農業経営開始から5年後に達成すべき目標

区 分	変更案	現方針
年間労働時間	2,000 時間	2,100
年間農業所得	250 万円	250

【参考1】基盤法の概要

1. 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、① 育成すべき多様な農業経営の目標（作物、規模等）を明らかにし、② その目標に向けて農業経営を改善する者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じること等を定めているもの。
2. 認定農業者（認定新規就農者）は、市町村基本構想に基づき、農業経営改善計画（青年等就農計画）の認定を受けた者であり、基盤法が根拠法となっている。

2 農業経営の基本的指標（営農類型ごとの経営規模、生産方式）

（1）個別経営：11類型

- 標準的な家族経営を想定し、1経営体当たりの年間所得が570万円程度を確保できる類型

主な営農類型
水稲15.0ha+小麦8.0ha
水稲15.0ha+飼料用米9.0ha
野菜（トマト0.5ha）
野菜（きゅうり0.55ha）
果樹（りんごまたはぶどう2.0ha）
水稲4.0ha+飼料作物3.0ha+牧草6.1ha+黒毛和種繁殖48頭
花き（りんどう1.0ha）

【営農類型の例】

1. 営農類型 水稲+小麦
2. 経営規模 〈作付面積等〉水稲15.0ha、小麦8.0ha
〈経営面積〉23.0ha（うち借地10.0ha）
3. 生産方式
〈資本装備〉・トラクター(50ps)1台
・田植機(6条)1台
・播種機(点播4条)1台
・コンバイン(5条)1台
・乾燥機(3.5t)3台、他
〈その他〉・ほ場の集団化
・必要に応じ園芸品目を導入

（2）リーディング経営体：2類型

- 年間所得おおむね1,000万円以上確保できる類型

主な営農類型
水稲25.0ha+小麦11.0ha
野菜（トマト1.2ha）

（3）集落型の農業法人：3類型

- 主たる従事者2人が中心となり、集落営農の発展を目指す農業法人の類型

主な営農類型
水稲26.0ha+小麦14.0ha
水稲60.0ha+大豆14.0ha
水稲60ha+小麦15.0ha+大豆15.0ha+そば7.0ha

（4）新たに農業経営を営もうとする青年等：5類型

- 5年後の年間所得が就業後間もない他産業従事者並の250万円程度を確保できる類型

主な営農類型
野菜（きゅうり0.2ha、露地栽培）
野菜（トマト0.2ha）
野菜（ミニトマト0.2ha）
果樹（りんごまたはぶどう1.0ha）
花き（りんどう0.38ha）

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農利用地の利用の関係の改善に関する目標

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

変更案	現方針
おおむね 80 %	80

【参考2】基本構想の概要

1. 基盤法第6条に基づき、概ね5年ごとに、紫波町における農業の10年後のあるべき姿を描き、今後の農政を推進する目標として策定するもの。
2. 基本構想に定める事項：

①農業経営基盤の強化の促進に関する目標、②農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、③農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項、⑤農業経営基盤強化促進事業に関する事項